慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	速水融君学位授与報告
Sub Title	
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1967
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.1 (1967. 1) ,p.121(121)- 124(124)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19670101-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

タリアートの勃興への反応、フランス「ジャコバン主義」に対する洞察が、リストをしてかかる認識の上に独自の途（黄金の中道）を構想せしめたことが、ドイツ資本主義との連関のうちに分析されている。

Ⅱは、Paul Gehring の新著 Friedrich List Jugend und Reifejahre 1789-1825, 1964. の紹介である。『立教経済学研究』一九ノ三（一九六五年一二月）に掲載されたものの再録。

Ⅲ　この『リスト論考』の特色の一つは、著者が「自身の所論の提示以外に真摯な研究者がこれから本格的なリスト研究に入ろうとするばあいに必要かつ便利なさまざまの指針を、考えうる限り漏れなく、しかも詳細に示そうとした」点にある。本書のこの部分は、後れてリスト研究に従事しようという者にとっては、欠くことの出来ない道標となるであろう。『立教経済学研究』一九ノ二（一九六五年九月）に載ったものの再録。一部補訂されている。

Ⅳ　大河内一男編『経済学を築いた人々』（一九六三年）に載ったものの再録。

Ⅴ　河出書房刊『経済学全集』第二巻収録の「スミスとリスト――生産力の問題――」（一九五四年）に加筆したもの。

Ⅵ　東独のリスト研究家 Günter Fabiunke の新論文の批判的紹介。我国の住谷一彦、相川哲夫両氏のリスト論に対する批判、反批判も部分的になされている。福島大学『商学論集』三一ノ四（一九六三年三月）に載ったものの再録。

付録Ⅰ　Karl Brinkmann の著書 Friedrich List, 1949. の批判的紹介。『商学論集』二一ノ二（一九五二年八月）に掲載。

付録Ⅱ　著者は一九六四年春から約半年間、リストの故郷ロイトリンゲン市にあるリスト文庫で研究に従事された。その間の事情がここに三つのエッセイとして濃やかな情感と共に記されている。

以上のように本書は、著者の比較的古いものから最近に至るまでの独立論文を収めてあり、その意味で著者のリスト研究の「総括」をなすものであるとともに、学史における「研究の本質はむしろ歴史的なのであり、そういう本質を持つ研究としてこんにちの実践につながる」とされる著者の問題意識がリスト研究という場において、ここに一つの帰着点を見出したということができる（Ⅰ論文）。最後に、リストに関心を持つ者は、著者のリスト文庫における研究が、どのような形で氏の従来の研究成果の上につけ加えられるであろうか、それは従来の氏のリスト像に何らかの変化を加えることになるのであろうか、という関心を抱いて本書の出版を待ったであろうと思われる。しかし本書は、この点に関しては必ずしも期待を満足させるものとはなっていない。尤もこれは、「勉強した文献を新しい論文に使うことはたやすいけれど、勉強中に萌したさまざまな問題意識を成熟させるためには、さらに今後にわたる研究が必要」だとされる氏の述懐がそのまま承服されるべきなのであろう。かかる期待は氏の将来の研究につなぐこととしたい。（未来社・一九六六年九月刊・A5・四一九頁・二〇〇〇円）

―福原　好喜―

速水融君学位授与報告

報告番号　乙第一八一号

学位の種類　経済学博士

授与の年月日　昭和四一年一〇月五日

学位論文題名　「初期検地帳の研究」

内容の要旨

「初期検地帳の研究」論文要旨

速水融

荘園領主や戦国大名とは異り、自立した小農に自らの支配の基盤を求める領主権力を近世大名と呼び、かれらが新しい土地制度、領主制の展開をもたらすべく行った検地を初期検地と称する。本論文で考察の対象とした大名浅野氏による紀伊国慶長検地はその意味で典型的な「初期検地」であった。幸い地域的にまとまった百冊以上の検地帳原本が現存（徳川林政史研究所蔵）し、その整理、分析を通じて初期検地および検地帳の考察を行いえた。序論における問題提起および学説史的展望ののち、第一章では大名浅野氏の近世大名としての特性を明らかにし、第二、三章においては検地帳を中心として土地、登録人、家数改等についての考察を行った。第四章は史料としての検地帳の書式について論じ、第五、六章は、慶長―元和期に熊野地方を席捲した農民一揆をとり上げ、検地帳を通じてみた該地方の構造と一揆との関連を論じ、この一揆が近世大名に対する後進地域の土豪層の反抗であることを明らかにしようとした。第七章では、種々問題の多い検地帳登録人の内容について諸氏の学説を批判し、それが一義的なものではなく、複雑な要素の集合であることを立証しようとした。第八章は、この検地帳末尾に記される家数改に着目し、このような調査の意図と近世大名の権力構造との関係を論じた。

総じて、この論文の目的とするところは、従来論争の華々しさのあまり、空論に走り勝ちであった主題に関し、より実証的な立場から問題を再検討し、研究のあるべき姿を明示すると共に、検地帳分析の結果を客観的に示すことによって、検地と近世封建社会成立の基礎との関連を論ずるところにおかれている。

審査報告要旨

速水融君の学位請求主論文は「初期検地帳の研究」と題するが、この初期検地とは、近世大名が新しい土地制度・領主制の展開を意図しておこなった検地の謂いであって、この意味で著者は、大名浅野氏による慶長六年（一六〇一年）の紀伊国慶長検地を典型的な初期検地となし、本論文はこの紀伊国牟婁郡における地域的にまとまった百余冊の検地帳原本の整理・分析を通して、初期検地および検地帳を考察したものである。

まず「第一章封建領主制確立期における浅野氏」において、豊臣ないし徳川政権の中核となって近世社会を形成していったものが、畿内周辺の農村に出身し急速に領主化していった近世大名であるとし、浅野家文書（大日本古文書）、未刊の浅野藩史「済美録」等によって、浅野氏が従来の戦国大名と異なる性格を、家臣の持つ在地小領主権の否定、徹底した兵農分離、小農民自立政策の展開に求める。つぎに「第二章近世初期の検地と本百姓身分の形成」では、紀伊国慶長検地帳の分析により、初期検地においては検地役人の裁量が石高の決定に大きく影響していると論断し、初期の本百姓とは、検地帳に耕地の登録を認められた者したがって高持百姓ではなくして、屢々初期検地帳に附属する家数改において、賦役を負担する農民と定められた者であることを指摘する。「第三章検地と検地帳」において著者は、検地の最終目的が村毎の石高＝村高の算定にあって、個々の農民の持高の算定ではなかったこと、したがって近世大名のとった基本的農民政策に小農民自立政策があることは否めないが、検地帳における農民の登録に際して、地域に関係なく単純に一列に書かれており、彼らの自立についての考慮が払われたとはなし難いことを論証したのに続いて、「第四章領主の検地と村の検地帳」で、領主側のものは一筆毎の丈量間数は記載されているが石高を欠き、村側のものはこれと正反対の記載形式をとるのみならず、登録人の肩書に隣村の名を書いて入作者なることを示しているという、記載形式の差異から、一方領主として個々の農民の持高に直接の関心がなかったこと、他方登録人のうち何パーセントかは他村からの入作者である可能性あることについて留意すべきであると論じ、これからして検地帳がどの系統のものであるかを吟味してのちに研究に利用すべきであると説く。

「第五章紀州北山地方の検地帳」では、この地方の検地が天正十三年（一五八五年）の秀吉による紀州遠征直後に発令されたにも拘わらず、実施されたのは天正十八年（一五九〇年）であって、これは山間辺境のこの地方が近世的秩序のなかに組み入れられるには数年を要したことを示し、しかもこの天正検地帳は後年の慶長検地帳に比べて記載様式は簡単であり、徹底した一年毎の丈量検地とはなし難く、村高も慶長検地とかなり開きがあることから、この天正検地は残存する強い土豪勢力のため不徹底に終ったものと推定を下し、「第六章紀州熊野一揆について」では、慶長十九―二十年（一六一四―一五年）の農民一揆が、新しい領主として臨んだ近世大名浅野氏が徹底した兵農分離や検地をおこなったために、この紀伊半島南部の後進地域に強く残存する土豪勢力が旧来の小領主権の喪失を阻止すべく反動的に抵抗したものであったこと、そしてこのような後進地帯における在地勢力の新領主制への反抗は、近世社会の成立に当って意味があったことを明らかにしている。

「第七章検地帳登録人をめぐって」において著者は、検地法令に直接登録人に関する規定を欠くことに着目し、検地に当っては個々の耕地につき特定の農民の保有権や耕作権を認めることが目的ではなく、領主と農民層との中間にあって作合をとる者が存在しないことを確実にすることを求めたのであって、このために一列に登録人を書き連ねたものと主張する。本論文最後の「第八章近世初期の家数人数改と役家について」では、紀州慶長検地帳に附載された家数改は、検地における屋敷地調査と重ねたものであって、領主が農民の賦役負担能力を量的に測定することを目的としたもの、また検地と別箇に各地でおこなわれた同様の調査は、役家または初期の本百姓と呼ばれる賦役を負担する家が、村を単位として何戸あるかを調査の目的としたことを述べる。著者によれば、この役家数は、石高と共に、近世大名の所領支配の基本的数字となったのである。

以上が速水君が提出した主論文の概略であるが、以下においてとくに力説する点を若干挙示する。まず検地帳が領主と村との間で作成された史料であり、年貢の賦課も領主は村に対しておこなっていることを明らかにしたのち、従来の検地帳の研究が登録人の持高別構成の検討に偏していることを非とし、村内の構成を知る材料としては名寄帳の方が遙かに有用であることを指摘した点（第二章）は妥当な論断というべく、検地帳の研究は従来の態勢をすて基礎的な検討に立ち帰って再出発すべきであると勧告しているのは当を得たものといえよう。この点は検地帳の厳密な史料批判――例えば原本、副本、写本の区別の明確化――の必要性の主張（第四章）と共に、向後の研究の展開にとって欠くことを得ぬ指摘である。また従来検地帳を用いて村落構造や土地保有構成を論じた研究成果が全く無意味のものとはいい得ないが、史料として検地帳の記載を過信するあまり、一定の範囲内で土地保有の型を知る材料とするにとどむべきを、数歩進んでこれに基づき社会構成のごとき大きな問題に論及する現状は、極めて危険な研究態度であると戒めているのは（第七章）、むしろおそきに失した観すらある指示となすべきであろう。

さらに、役家の制度は石高に基づく農民の支配体系とは別個の原理によるものではないかとの疑問もあり得る。石高制が土地保有という経済的秩序に基づく支配の体系であるのに対し、役家制は家の格という伝統的な社会的秩序に基づくのであって、この後者は前者（石高制）の貫徹によって生ずる土豪＝有力農民層の不満を解消すべく設定されたもの、すなわち土豪勢力との妥協策ではなかったかとの設問もあり得よう。これに対して著者の解答は次のごとくである（第八章）。

役家は個別的に設定されたものではなく、村を単位として量的に算定されたものであるから、役家制度というような農民支配の体系が存在しないこと、あたかも初期に検地においても領主の関心は個々の土地保有の上に存しなかったと、同じである。したがってこれを妥協の産物とはいい得ない。近世初期の検地とならんで家数人数改は、近世大名が土地と農民とに対して領主的把握を貫徹するための二つの政策を代表するものであり、著者が両者が「量への関心」という動機を共通点とすることを指摘しているのは、穏当な結論となすべきであろう。

しかしながら、本論文には向後の著者の検討に俟ちたい点がある。その若干を挙げれば、第一に、個々の法令解釈については、必ずしも一義的に妥当性を持つとはいい切れないものもあること。第二に近世大名が土地と領民とを把握するに当って「村」を単位とし

たのは何故であったか。換言すれば、検地を通して行政の単位とされた「村」とはどのようなものであったかという問題を、「検地帳の研究」を介して考えてみるところがあってほしいこと。第三に、「初期検地」を介して、中世社会と近世社会との歴史的連続―断絶を、どのように理解するか。近世社会の社会・経済構造をどのように把握したらよいのかという展望について、一層積極的な見解を述べることが望ましい。第四に、このことと関連して、著者は「戦国期の領主権が、西ヨーロッパ封建制下のそれと比較しうる一種の類似性を有していたのに対し、秀吉以後、徳川時代の大名の領主権が、それとは異ったものになったのも、一つの理由はここにあると考えられる。」(序論)というが、近世社会の社会、経済、そして政治構造をどのように把握するか。そこにおける「検地」の意味がさらに位置づけられる研究作業がほしいと思われる。第五に、長年月にわたって書かれた個別論文の集成であるため、同一事実に対する理解が章によって異ったところが見受けられる。このこと自体は研究の進歩を示すものであるけれども、そうした部分の調整を加うべきであったと思われる。

これらについてわれわれは今後の著者に期待するものであるが、これを要するに今回提出された本論文は、第二次大戦後、太閤検地を中心に戦国末期――徳川初期について社会構成的立場に偏した検地帳研究が盛んである現状に対して反省を加え、実証的客観的研究を貫くことの必要なるを説き、この姿勢を保ちつつこれを自ら実行したものといってよい。かかる個別研究の積み重ねの上に、やがてわが国全体の領主制や封建社会の成立・展開についての史的研究はすすめらるべきであって、先走った議論よりも、たとえ範囲は狭くとも冷静な実証的立場から問題を再検討し、着実に一歩一歩研究を重ね、もって検地帳分析の結果を客観的に示し、検地と近世封建社会成立の基礎との関連を論ずるという研究態度は、本論文「初期検地帳の研究」のなかによくこれを窺うことができる。

主論文とならんで、副論文として今般提出された近世農林漁業史に関する六篇の論文も、別の機会に何回か発表した宗門改帳の検討に基づく近世人口動態に関する一連の研究も、現下のわが国における経済史研究において欠落している部分を充してあまりある意義をもつものである。仍てわれわれは、これらのすぐれた業績からみて、著者が経済学博士の学位を授与せられる資格十分以上であると信ずるものである。

論文審査担当者　主査　高村象平
副査　島崎隆夫
中井信彦

試験の結果の要旨

右、学位申請に関連し、過去における同君の業績を検討いたした結果、大学院博士課程の修了者と同等以上の学識を有するものと確認いたします。

試験担当者　小池基之
高村象平

庭田範秋君学位授与報告

報告番号　乙第一八二号
学位の種類　経済学博士
授与の年月日　昭和四一年一〇月五日
学位論文題名　「保険経済学原理」

内容の要旨

「保険経済学原理」論文要旨

庭田範秋

本論文は、保険の経済理論の確立を目指すものである。それは、保険なる制度は経済制度としてまず把握されなければならないと思うからである。本論文の「第一編方法論」において、従来の保険学の在り方を批判して、経済学としての保険学の方法論を考察した。そこでは法律論的保険学への反省が試みられた。

「第二編保険本質論」では、第一編で立てられた方法論に基づき、保険学説の検討を行ないながら、これからの保険本質論はいかにあるべきかを考えた。そしていかに経済学的であっても、従来の保険商品説や保険金融説では、これまた不十分であることもわかった。

「第三編経済学説と保険理論」では古典学派より始めて主要の経済学説にいかに保険が登場し、位置づけられ理解されているかを追求した。そしてそれは危険の存在と経済の時間的経過との相互関連の場において理解されている。保険の存在を無視しては体系的な経済学説は、とくに分配に関してはありえまい。

「第四編保険の経済理論」こそ、本論文の中心である。そこではまず保険費用は商品の価値を形成しないとの論証から始められて、保険費用の流通費用性、保険労働の不生産的性格等々を論じてのち、保険資本の貨幣取扱資本なることの解明がなされた。さらに保険利潤の問題にも及んで、これは利差説的利潤としてあらねばならないと思い至ったのである。これらの論理追求は、多くの保険学者との論争の形式をもって進められたのである。かかる研究を総合して、保険の本質は予備貨幣の一種として理解さるべしとの見解にも至ったのである。結局保険は金融制度としての一面も忘れてはならないのであり、本編全体を通じて保険の金融理論への体系と構想が確立された。

さて「第五編保険周辺制度論」では、主として社会保険と保険との関係を論じ、さらに「第六編保険限界論」では、現代の保険の組織と原則においては、どこまで保険が行けるであろうかを考えた。

ここに保険はますますその経済性を強めるのであり、本論文はそのための主として基礎理論すなわち経済原理を追求したものである。経済学の中においていかに保険が位置づけられているかを探りながら、また経済学によって作られた諸原理をもって、経済制度としての保険そのものの原理の解明こそが、本論文の要旨である。